

大高検一第1013号（例規）

平成18年6月14日

大阪高等検察庁検察官・検察事務官 殿

大阪高等検察庁次席検事 増 田 暢 也

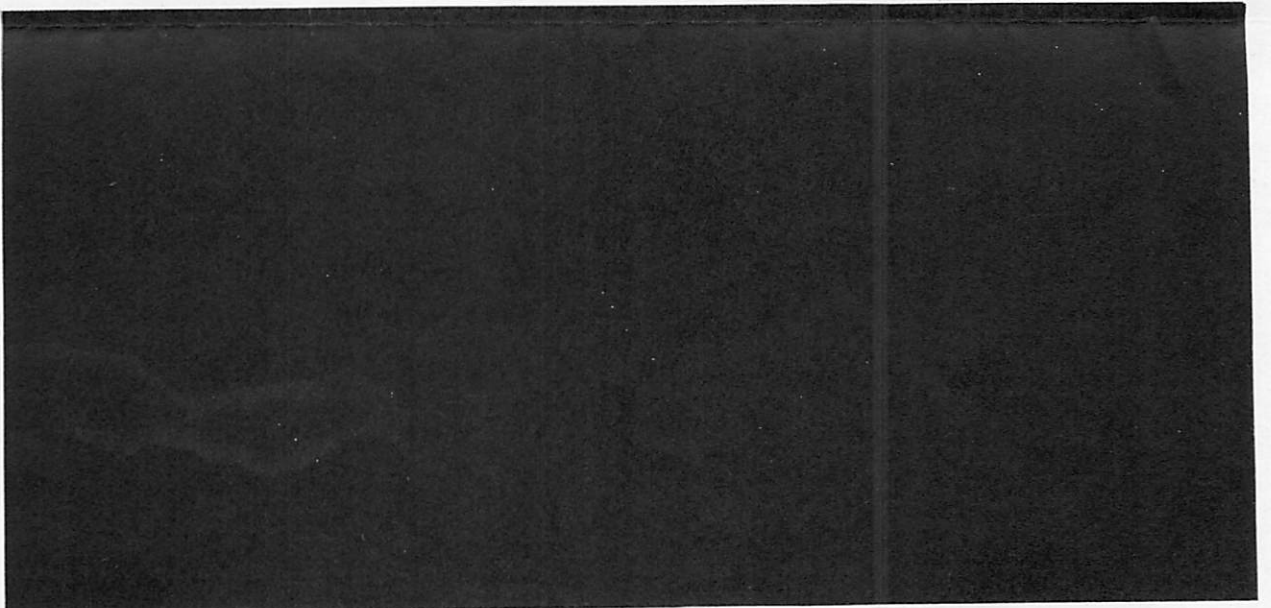
控訴審において実刑判決を宣告された保釈中の被告人に対する収容手続（基準）について（依命通達）

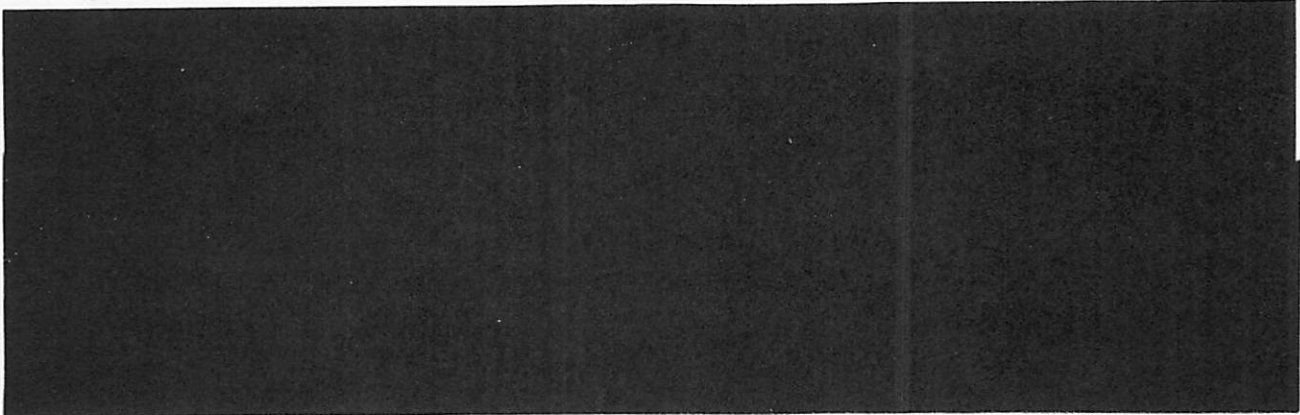
標記について、下記のとおり定め、本日から実施することとしたので、その適正な運用に遺憾のないようにされたい。

おって、平成8年7月9日付け日記検一第846号当職依命通達「控訴審において実刑判決を宣告された保釈中の被告人に対する収監手続（基準）の制定について」は、廃止する。

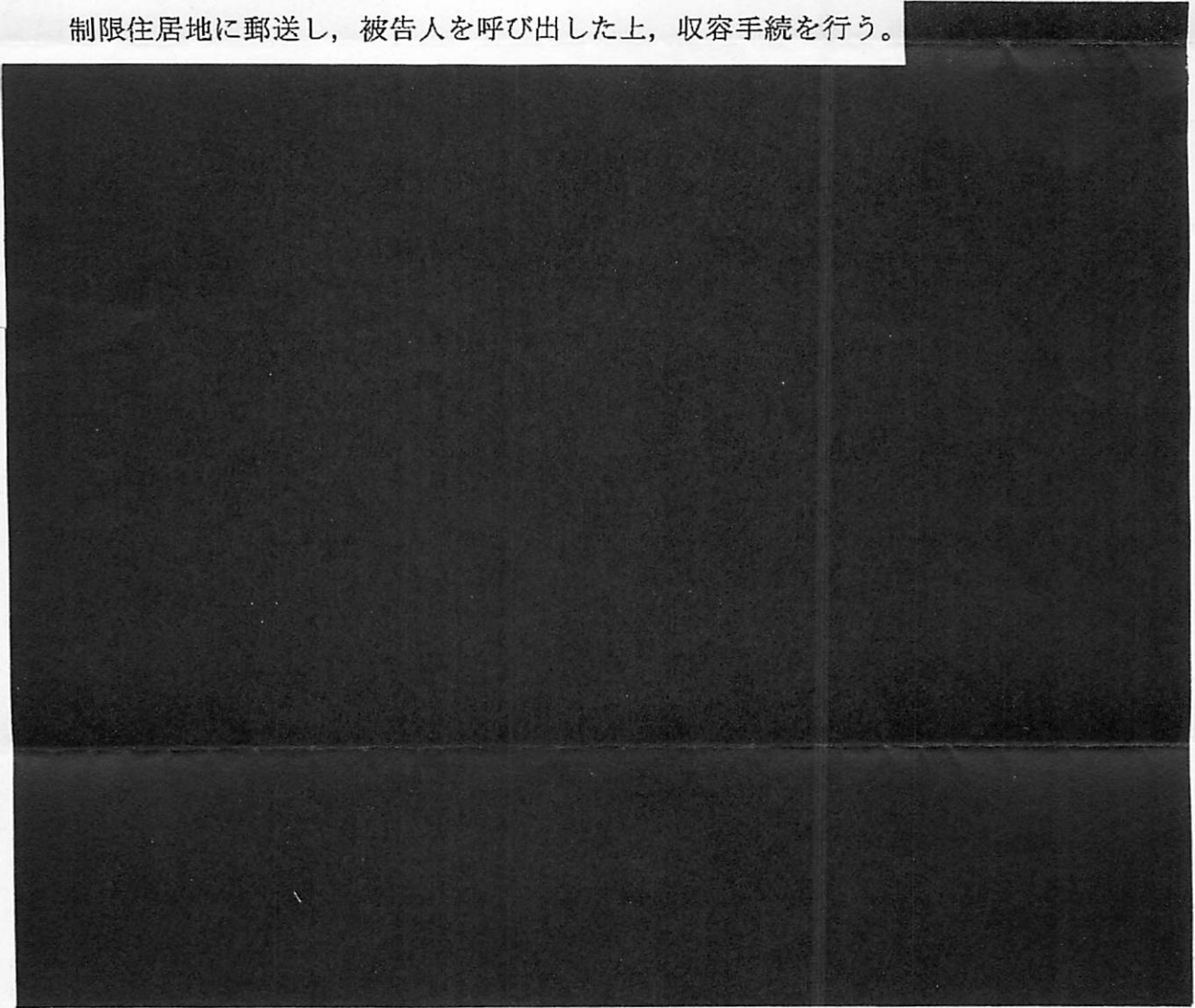
記

- 1 控訴審において実刑判決を宣告された保釈中の被告人に対する収容手続は、次の各号に該当するものにつき、速やかに行うものとする。






2 被告人が次の各号に該当する場合には，別紙「呼出状」を封書により被告人の制限住居地に郵送し，被告人を呼び出した上，収容手続を行う。



別紙

呼 出 状	
年 月 日	
殿	
大阪高等検察庁 検察事務官	
<p>貴殿に対する次の刑の言渡しがあったから、下記により出頭されたい。</p> <p>(注意) 1 出頭の際は、本状を持参すること。 2 理由なく出頭しないときは、収容指揮書により収容する。 3 出頭に応じず逃亡したときは、保釈保証金を没取される。</p>	
罪 名	
言渡し裁判所	大 阪 高 等 裁 判 所
言渡しの日	年 月 日
刑 名 刑 期	
出頭すべき日時	年 月 日 ()
出頭すべき場所	大阪高等検察庁  (所在地) (電話番号) (担当者)